



2022年度夏季手当妥結！ 基準内賃金の2.3ヶ月分 6月28日(火)以降、準備でき次第

我々の要求が会社回答とほぼ一致！

会社と労働組合が同じ認識に立ち、

会社の発展と社員家族の幸せを望んでいる表れである！

本部は6月7日、申8号「2022年度夏季手当の支払いに関する申し入れ」について第3回交渉を開催し、会社側から支給額について回答が示されました。

組合側から

- スピード感を持った対応に感謝する
- この回答が今年度黒字に向けて期待と受け止め力になると思う
- 変革2027の中間点になるが状況は予想していたものより早く進んでいる
- 我々の要求が会社回答とほぼ一致したことは、会社と労働組合が同じ認識に立ち会社の発展と社員家族の幸せを望んでいる表れであると思う
- 労使一体となり、新しい会社を作っていこう。微力であるが努力していく

以上回答に対し意見を述べ、概ね要求に沿ったものであることから席上妥結しました。

1 基準額

基準額は、基準内賃金の2.3ヶ月分とする。

2 支給日（予定）

令和3年6月28日（火）とする。

黒字化の達成に向け、社会的使命を果たそう！